

平成29年6月定例会 文教委員会の概要

日時 平成29年 7月 3日(月) 開会 午前10時 4分  
閉会 正午

場所 第8委員会室

出席委員 伊藤雅俊委員長

小久保憲一副委員長

美田宗亮委員、浅井明委員、土屋恵一委員、荒川岩雄委員、木村勇夫委員、

安藤友貴委員、岡重夫委員、金子正江委員

欠席委員 なし

説明者 小松弥生教育長、小島康雄副教育長、

袖木博教育総務部長、古川治夫県立学校部長、松本浩市町村支援部長、

小澤健史教育総務部副部長、渡邊亮県立学校部副部長、

佐藤裕之県立学校部副部長、関口睦市町村支援部副部長、

藤田栄二市町村支援部副部長、古垣玲総務課長、岡部年男教育政策課長、

浪江治魅力ある高校づくり課長、清水匠財務課長、栗原正則教職員課長、

横松伸二福利課長、高岡豊県立学校人事課長、

羽田邦弘県立学校部参事兼高校教育指導課長、小谷野幸也生徒指導課長、

高橋和治県立学校部参事兼教職員採用課長、加藤健次保健体育課長、

金子功特別支援教育課長、日吉亨県立学校人事課学校評価幹、

石井宏明小中学校人事課長、大根田頼尚義務教育指導課長、

橋本強家庭地域連携課長、芋川修市町村支援部参事兼生涯学習文化財課長、

吉野雅彦人権教育課長、塩崎豊市町村支援部副参事

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第75号	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願	不採択

3 所管事務調査

県立学校の耐震化の状況について

報告事項

- 1 指定管理者に係る平成28年度事業報告書及び平成29年度事業計画書について
- 2 平成29年度における指定管理者の選定について
- 3 東松山市地内の少年死亡事件に係る検証について

## 【付託議案に対する質疑】

### 美田委員

- 1 扶養加算額において、扶養親族が配偶者の場合の額が下がり、子の場合の額が上がる理由は何か。
- 2 5年ごとの経験年数によって補償基礎額が異なっているが、経験年数を考慮する理由は何か。

### 保健体育課長

- 1 扶養加算額は、本条例の制定根拠である「公立学校の学校医等の公務災害補償に関する法律」において、補償の範囲、金額等は政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める」とあるため、政令と同額の改正となっている。今回、国家公務員の扶養手当額の改定に伴い、政令で扶養加算額が改定となった。この国家公務員の扶養手当額については、配偶者に係る手当が減額となり、子に係る手当が増額となっている。その理由としては、社会全体として、共働き世帯が多くなっており、女性の社会進出の増加など、女性の就労をめぐる状況に大きな変化がある。その一方で、子に要する経費の実情として、子育てに係る費用を充実させる必要があるという状況もあり、配偶者に係る手当額が減額となり、子に係る手当額が増額となっている。本条例においても、政令に合わせた改正をしようとするものである。
- 2 補償基礎額において、5年ごとの経験年数によって補償基礎額が異なっている理由であるが、この補償基礎額は「公立学校の学校医等の公務災害補償に関する法律」において、医師等としての経験年数を有する常勤の医療職の国家公務員に対する公務災害補償と同程度の補償になるように定められている。経験年数が多ければ、それだけ国家公務員の医療職の給料も高くなるため、政令でも5年ごとの経験年数に応じて、国家公務員の医療職俸給表を基に医師等としての経験年数の区分に応じた俸給月額から、補償基礎額を定めているものである。政令に合わせて、条例においても、5年ごとの経験年数に応じて、補償基礎額を決めている。

### 浅井委員

- 1 公務災害の給付についてはどのような種類があるのか。
- 2 学校医や学校歯科医の職務内容は、児童生徒の健康診断が主なものだと思うが、学校薬剤師の職務内容はどのようなものか。

### 保健体育課長

- 1 公務災害の給付についてだが、補償の内容は、負傷、疾病、障害、死亡に応じて7種類の給付がある。まず、負傷又は疾病により、通院や入院などの療養を行う場合の療養補償、療養により、業務に従事することができず、収入が得られない場合の休業補償、障害が残ったことに対する補償としての傷病補償や障害補償、そのほかにも、必要な介護を受けている場合の介護補償、死亡した場合における、その遺族に対する遺族補償や葬祭補償がある。このうち、療養補償と介護補償以外の補償については、この補償基礎額を基礎として補償額を算出することになる。
- 2 学校薬剤師の職務内容だが、学校の飲料水やプールの水質検査、教室の空気や騒音、

照度の検査などを行い、その検査結果を評価し、問題があれば、改善に結び付けるための指導・助言を行う。また、理科の実験で使用する医薬品あるいは毒物・劇物の保管や処分方法などに関する指導・助言も行う。

#### 浅井委員

学校薬剤師の職務内容について、それら以外に助言・指導を行ったことがあるか。

#### 保健体育課長

学校薬剤師の場合、例えば、特別支援学校の生徒が間違えて、ほかの生徒の薬を飲んでしまって、体の調子が悪くなった場合に医療機関に受診させた方がいいか、あるいは様子を見た方がいいのかについて相談した事例があった。

---

#### 【付託議案に対する討論】

なし

---

#### 【請願に係る意見（議請第2号）】

##### 美田委員

議請第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請」の請願に対し不採択を求める立場から意見を申し上げる。

まず、「計画的な教職員定数改善を推進すること」については、国において、現在のところ、中・長期的な定数改善計画は策定されていないものの、平成23年度には小学校1年生で、平成24年度には小学校2年生でも35人以下学級が編制できるよう定数改善が図られている。さらに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、今年度から、通級による指導や外国人児童生徒等への指導に対応する教員を児童生徒数に応じ、安定的・計画的に確保できるよう定数改善が図られた。同時に、埼玉県としても、教職員定数の増員及び教職員配置基準の見直しについて、国に対し、毎年度、要望を行っており、必要な措置を講じていると認められる。

次に、「教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること」については、制度の維持と拡充は重要であるが、この制度は、地方分権推進の見地から、国庫負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、代わりに税源が移譲されたものである。このような経緯を踏まえ、2分の1の負担割合へと、単なる復元を求めるような意見書を提出することは適切ではないと考える。

以上のことから、本請願に対し、いずれの項目も適切とは言えず、議請第2号については、不採択とすることが適切であると考えます。

##### 木村委員

議請第2号の採択に賛成の立場から発言する。

最近、学校現場において教員の長時間労働による負担が増えており、問題になっている。そのため、教材研究や授業準備の時間を十分に確保できないと聞いている。教員の長時間労働の是正が求められる中で、その対応策として、人的な面からは、この請願のとおり計画的な教職員定数の改善を推進することは適切な主張であると考えます。また、費用の面からは、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則にのっとり、本来、その財源は国から地方へ一括で、全額国が負担するべきであると考えますが、国から地方への構造の変化がなく、

地方自治体の財政が厳しくなる中で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元せよと国に負担を求めることは適切な主張だと考える。よって、本請願の採択に賛成する。

## 【所管事務に関する質問（県立学校の耐震化の状況について）】

### 美田委員

- 1 6月23日に我が党の石井平夫議員が、県立高校の実習棟の耐震化について質問した。教育長から5年以内に実習棟の耐震化を完了させるとの答弁があったが、14棟の実習棟を具体的にどのようなスケジュールで耐震化するのか教えてほしい。
- 2 6月6日の読売新聞の記事では、実習棟以外の食堂や合宿所などの23棟も耐震化していないとあった。食堂や合宿所については、いつまでに、どのようなスケジュールで耐震化するのか。

### 財務課長

- 1 実習棟14棟のうち、1棟については既に建替えが済んでいる。古い建物が残っているが、これは使用禁止にする。残る13棟については、今年度5棟、建て替えるための設計予算を計上し、平成30年度に5棟、平成31年度に3棟の設計を予定している。建替えには、3年程度の建設工事の期間がかかることから、おおむね平成34年度までに対応したいと考えている。
- 2 食堂兼合宿所23棟については、今年度11棟の耐震補強工事の予算を計上し、平成30年度に6棟、平成31年度に6棟を耐震化し、平成31年度までに完了したいと考えている。

### 小久保副委員長

平成29年2月の予算特別委員会の中で、新井豪委員が、文部科学省が公表している「公立学校施設の耐震改修状況調査」の結果について質問を行っている。その中で、平成28年4月1日現在の埼玉県の高등학교施設の校舎・体育館の耐震化率は100%と報告されている。予算特別委員会の中では前教育長が日常的に使用している建物を校舎と体育館と理解していると述べている。現在、文部科学省に耐震化率をどのように報告しているのか。

### 財務課長

報告対象については、前回と変わっていない。

### 小久保副委員長

私も文部科学省に問合せをしている。実はこの発表は毎年度行われており、平成29年度は4月1日現在のものを今週の7日に発表する予定と伺っている。変わっていないということならば、今年度の新教育長の下でも訂正しない、つまりは同じ考えだということである。

### 財務課長

踏襲したいと考えている。

### 小久保副委員長

前教育長は予算特別委員会の中で、「耐震化を進める段階で、校舎、体育館という生徒

が日常的に、ふだん一番使うところから重点的にやろうということで、そこから取り入れたものですから、実習棟については校舎に含まれないということではない」と答弁している。つまりは実習棟も校舎に含まれるということであり、私も同様に思っている。しかし、今の答弁では報告対象は変わっていないとのことだが、これはなぜか。

#### **財務課長**

日常的に使うものとして、校舎と体育館ということで整理したところである。

#### **小久保副委員長**

埼玉県は、実際には実習棟は日常的に使っていないという解釈だと受け止めるが、そういうことでよろしいか。

#### **財務課長**

実習棟については、建物構造が体育館や校舎とは少し異なっており、基本的には、鉄骨の軽易なものということから、報告対象から除外したものである。

#### **小久保副委員長**

視点を変えるが、学校施設の建物別の耐震化ということで、その優先順位と理由をお尋ねしたい。

#### **財務課長**

まず耐震化については、平成7年に、阪神・淡路大震災があったときから始めたものであり、その際に体育館、校舎については生徒が日常的に使うものということで最優先に進めていったという経緯がある。問題の実習棟については、元々古い建物であり、平成2年頃から建替えを実施していたものである。扱いが違っており、耐震化ではなく老朽化対策ということで整理したという経緯がある。

#### **小久保副委員長**

今の話だと、実習棟の優先順位は後になってくると聞こえる。何が言いたいかということ、今の課長の答弁を仮に子供たちが聞いたら、どう感じるかということである。私は、子供たちにとって、実習棟は校舎だと思っている。いろいろな事情があると思うが、規模や用途を問わないで全ての施設について早急に耐震化に努めるべきだと思うがいかがか。

#### **財務課長**

予算特別委員会の議論を踏まえて、早急に対応したいと考えている。